

**今後の幼児教育・保育における
市立幼稚園のあり方に関する検討会
意見のまとめ**

令和5年3月24日

今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方に関する検討会

はじめに

幼児教育・保育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとして、取り組みが推進されており、神戸市でも、およそ 400 ある公・私立の認定こども園、幼稚園、保育所（園）等、多様な施設類型において教育・保育が提供されている。

その中、市立幼稚園は 32 園設置されているところだが、園児数が非常に少なく集団による効果的な保育を行うことが困難となっている園も見受けられる状況である。

さらには、少子化の進行や共働き家庭の増加等により、幼稚園の利用を希望する家庭が全体的に減少していくことが見込まれている。

こうした状況を受け、本検討会では、学識経験者や幼稚園・保育園・子育て支援団体の代表、保護者等の専門的見地や意見に基づき、市内の公・私立の就学前教育・保育全体における市立幼稚園の役割及びあり方について幅広く検討した。

神戸市教育委員会においては、本検討会における意見を踏まえ、市立幼稚園に就園する幼児の教育の充実はもとより、神戸市全体の幼児教育・保育の向上につながる具体的な取り組みの実施に向けて早急に検討されることを期待する。

令和 5 年 3 月

今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方に関する検討会

会長 日浦 直美

目 次

1	現状等及び検討の視点	
	(1) 市立幼稚園の現状等	
	①市立幼稚園の概要	4
	②これまでの計画・再編等	5
	③市立幼稚園の役割に基づく取組状況	6
	(2) 検討の視点	
	①少子化の進行	8
	②保育ニーズ・認定こども園の増加	9
	③施設類型を問わない幼児教育の質の保障	9
	④特別な教育的支援を必要とする幼児の教育機会の確保	10
	⑤子どもの生活実態を踏まえた教育の機会確保と子育て支援の重要性	10
2	今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方	
	(1) 再編・統合による集団保育の確保、少子化への対応	11
	(2) 公立としての機能・役割	
	①拠点としての機能	11
	②教育機会の保障面の役割	12
	(3) 今後の幼児教育・保育推進に向けた体制整備	13
	(参考：今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方に関する検討会)	
	・開催要綱	14
	・委員名簿	15
	・開催実績	16

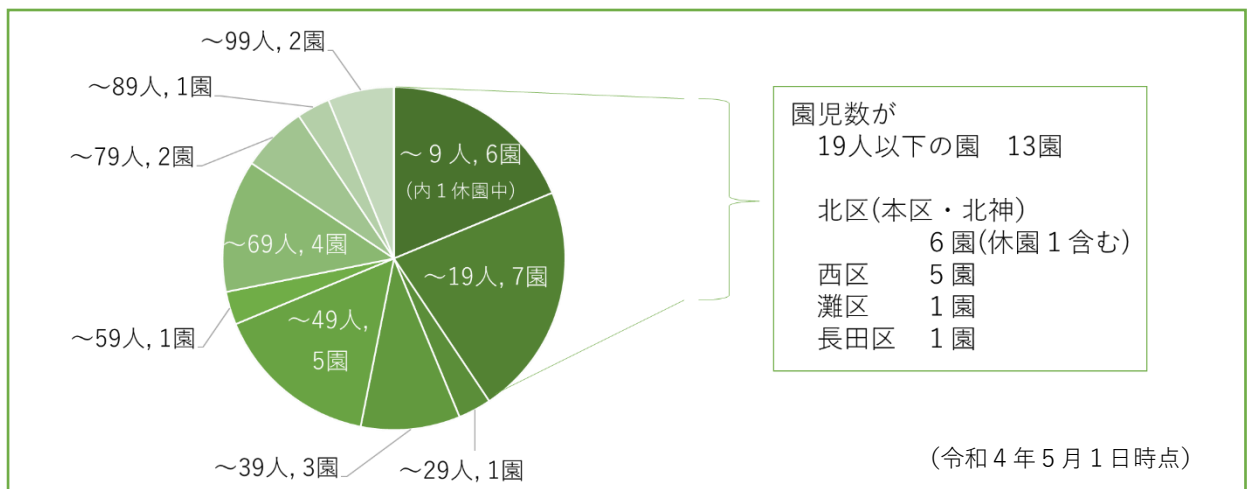
1 現状等及び検討の視点

(1) 市立幼稚園の現状等

検討会では、市立幼稚園の現状や計画・再編等の経緯、市立幼稚園のこれまでの役割に基づく取組状況などを踏まえて検討を行った。

①市立幼稚園の概要

・市立幼稚園の園児数状況



・市立幼稚園の運営概要

◆入園対象 4歳児クラスより(2年保育)
 ※3歳児クラスより(3年保育) 9園で受け入れ

◆保育時間(月・火・木・金:14時降園 / 水:12時降園)

14時降園 (弁当あり)	8:30	9:00	(10:20)	12:00	12:45	14:00
12時降園 (弁当なし)	預かり保育 (希望者)	登園	好きな遊び	降園	弁当	好きな遊び
			クラスの活動		降園	預かり保育 (希望者)
				12:00		16:30

◆保育料 無償(幼児教育の無償化による)

◆諸費 月額 2,000~3,000円程度(教材費、園外保育費等/10か月)
 入園時 5,000~10,000円程度(体操服、道具類等)

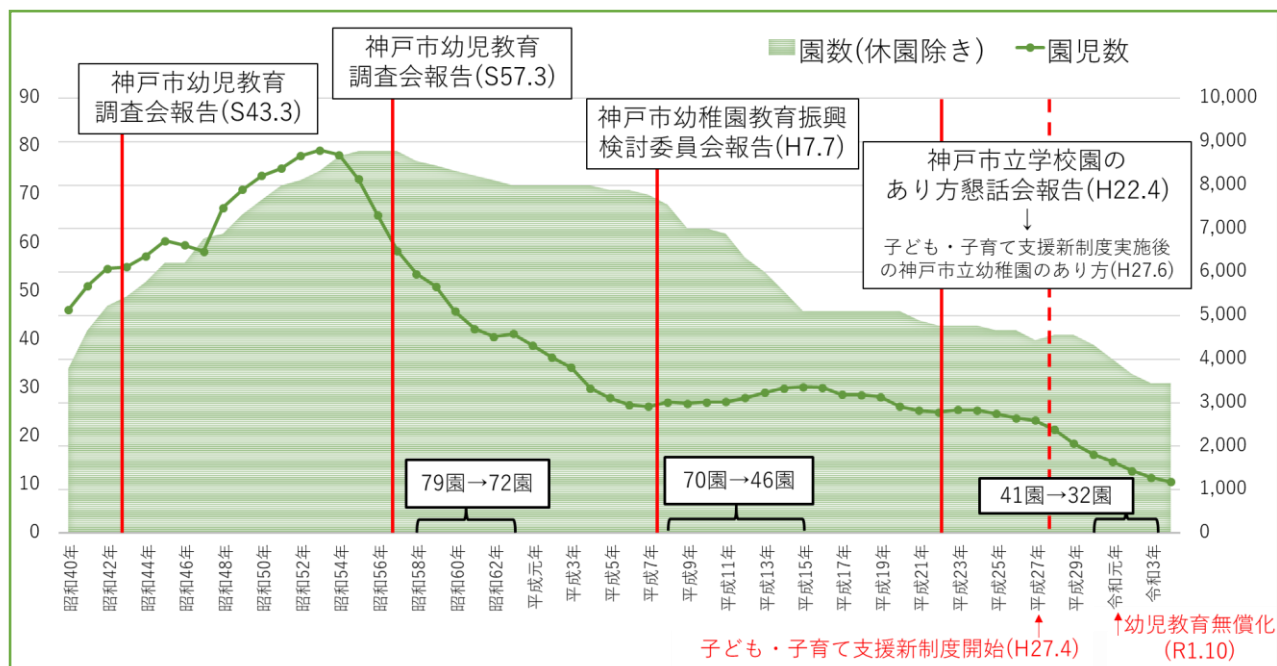
※給食 無し(弁当持参)
 ※送迎バス 無し(一部の園に駐車スペース有り)

(子育ての支援)

◆みんなの幼稚園
 月2~4回、未就園児家庭を対象とした親子参加の保育を実施

※そのほか
 学校施設開放としての「幼児のひろば」、保護者の子育てサークル活動あり

②これまでの計画・再編等



- 1 神戸市幼児教育調査会報告 (S43.3)
 - ① 5歳児全員就園 (市立幼稚園での1年保育) ② 園区の設定
 - ③ 公私格差の是正 (就園奨励助成金の創設)
- 2 神戸市幼児教育調査会報告 (S57.3)
 - ① 2年保育は主として私立幼稚園にゆだねる ② 過疎幼稚園の整理統合 ③ 園区の見直し
- 3 神戸市幼稚園教育振興検討委員会報告 (H7.7)
 - ① 市立幼稚園のあり方・役割
 - ・ 4歳児全員就園のための2年保育の実施
 - ② 2年保育拡大のための環境整備
 - ・ 4歳児定員の設定 ・ 市立幼稚園の統廃合 ・ 園区制度の見直し
 - ・ 就園奨励助成金の引き上げ ・ 私学助成の充実 等
- 4 神戸市立学校園のあり方懇話会報告 (H22.4)
 - ① 地域の幼児教育のセンター機能 ② 統合保育 ③ 3歳児保育の研究実施
 - ④ 園区制度の見直し ⑤ 幼保小の連携推進
 - ⑥ 幼稚園教育の中長期的な取り組み
 - ・ 統廃合による適正規模での教育の実施
 - ・ 保育所への機能転換、幼保連携による空き教室の有効利用
- 5 子ども・子育て支援新制度実施後の神戸市立幼稚園のあり方 (H27.6 ※H27.11 変更)
 - ① 市立幼稚園の役割
 - ・ 幼児期における特別支援教育の充実 ・ 西北神等での就園の確保
 - ・ 質の高い幼児期の教育の実践及び発信
 - ② 市立幼稚園の再編
 - ・ 市街地において適正規模に向けての統廃合、3歳児保育実施園の一部拡大
- 6 第3期神戸市教育振興基本計画 (令和2～5年度)

重点事業5 人格形成の基礎となる幼児教育の質の向上 (主な取組)

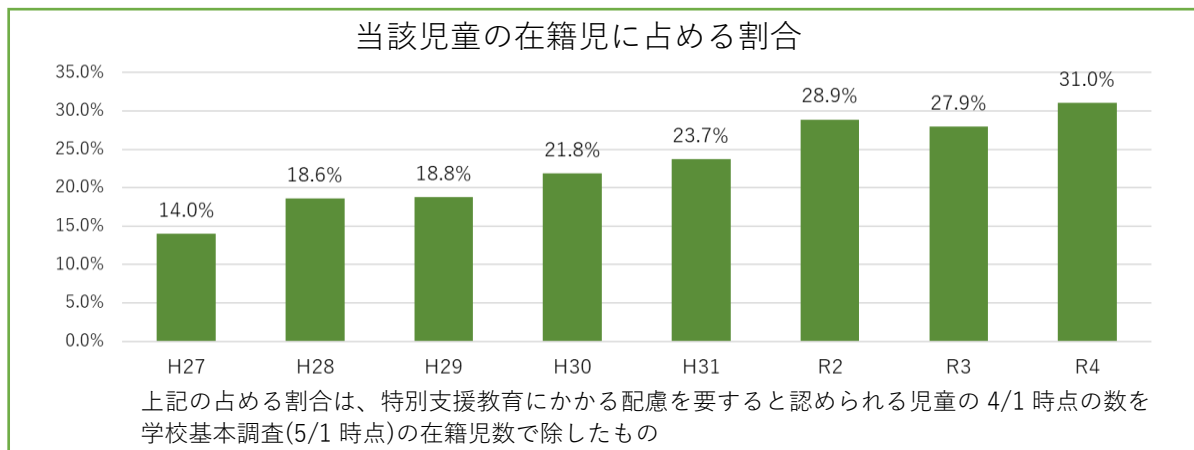
 - ① 幼稚園教育要領に基づく教育の充実並びに公私幼保の教育の質の向上に寄与する研究・発信
 - ② 公私幼保における幼児期の教育と小学校教育との連携・接続の推進
 - ③ 幼児期における特別支援教育の充実 ④ 市立幼稚園における幼児教育のあり方検討
 - ⑤ 認定こども園の増加等を踏まえた幼児教育の質充実の推進

③市立幼稚園の役割に基づく取組状況

（「子ども・子育て支援新制度実施後の神戸市立幼稚園のあり方」における役割）

【1 幼児期における特別支援教育の充実】

○特別支援教育にかかる配慮を要する児童の入園受け入れ



- 通級指導教室の設置
- インクルーシブ教育推進相談員の配置
- 幼稚園新規採用教員研修の実施

【2 西北神等（私立幼稚園では経営の成り立たない地域）での就園の確保】

○平成27年度の再編方針において私立幼稚園による就園機会が市街地ほど確保できないことから当面の間存続するとした園等の周辺状況



(当該園〔北区〕及び
周辺に立地する1号枠設定園②)



(Google My Maps 地図データ©2022)

(当該園〔西区〕及び
周辺に立地する1号枠設定園)



(Google My Maps 地図データ©2022)

- : 市立幼稚園
- : 私立幼保連携型認定こども園
- : 私立幼稚園・幼稚園型認定こども園

※平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」により、私立幼保連携型認定こども園の設置が進み、1号認定子どもの受け入れ先が増加している。

【3 質の高い幼児期の教育の実践及び発信】

○幼児教育に関する調査研究の推進・成果の発信

- ・文部科学省主催「幼児教育の理解・発展推進事業」

○教育実践及び公開保育の実施、公私幼保が合同した研修の充実

- ・保育公開・実践研究発表・グループ協議など
- ・指導資料の共有
- ・公私幼保での合同した研修

○適正規模での保育の提供及び3年保育の実施

- ・複数クラスある学年のある園の数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
複数クラスある学年のある園の数	17	17	12	11	11	11	8	7
園の総数 (休園を含む)	45	41	41	39	36	33	32	32

- ・3年保育の実施（32園中9園）

平成23年度～ 港島、長尾、岩岡

平成30年度～ 御影、淡河好徳、名谷きぼうの丘

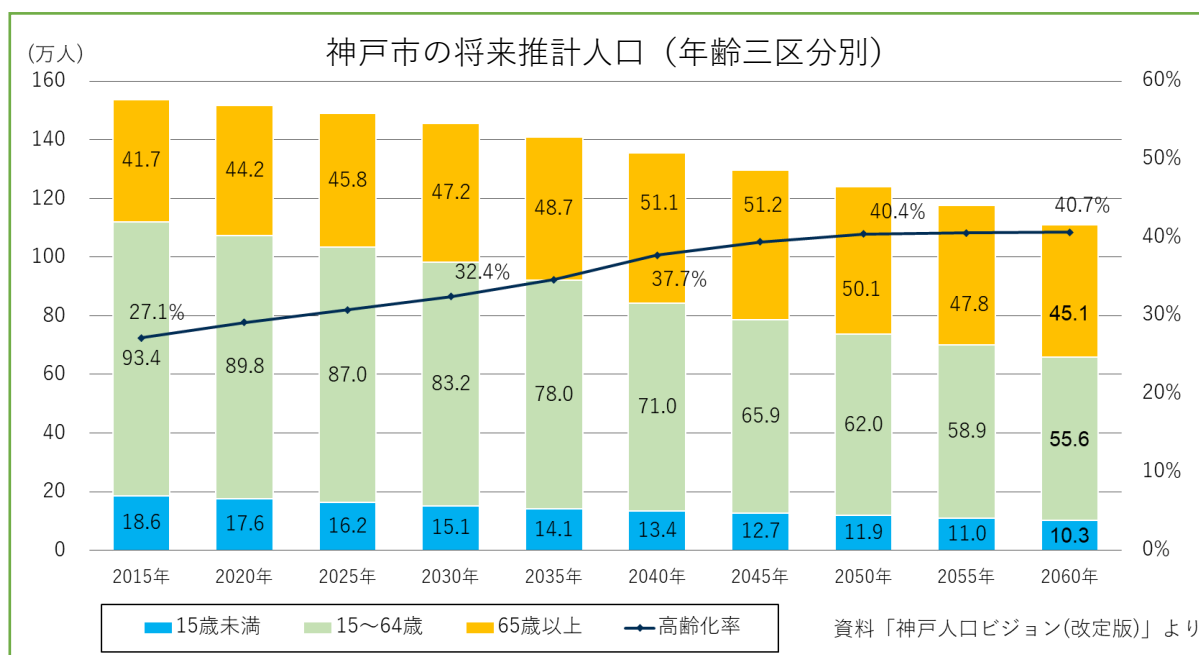
令和元年度～ 神戸、兵庫くすのき、玉津第二

(2) 検討の視点

検討会では、少子化の進行や保育ニーズ・認定こども園の増加等、以下の視点を踏まえて検討を行った。

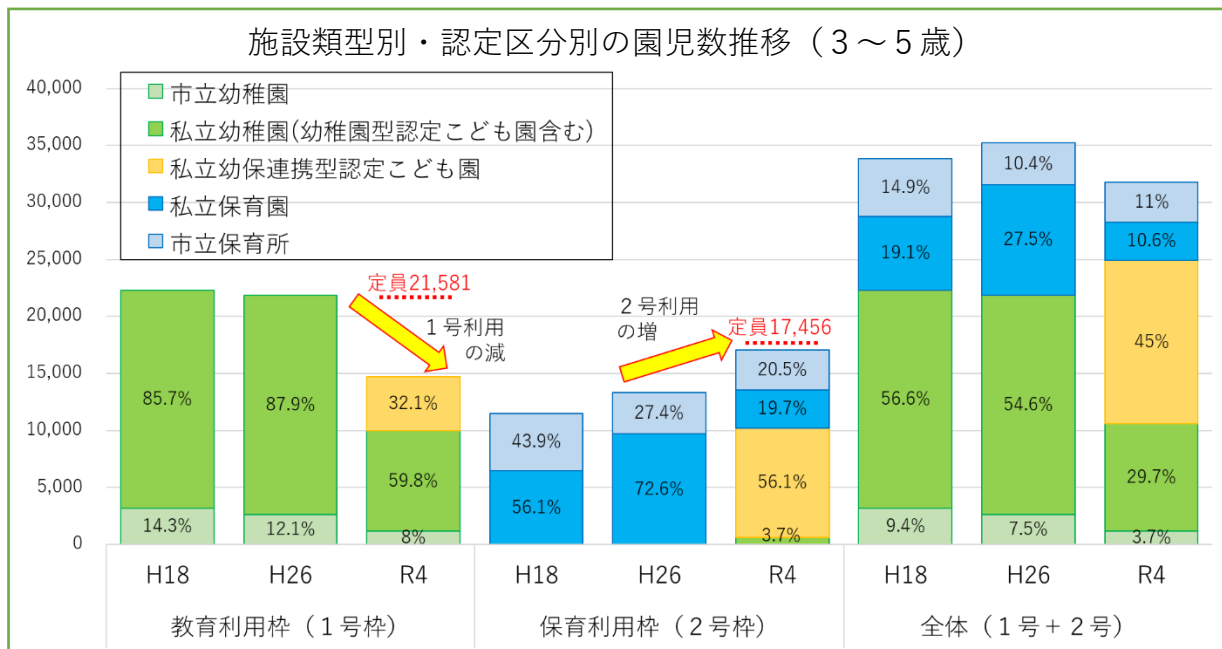
①少子化の進行

少子高齢化がさらに進行し、神戸市における15歳未満の将来推計人口は、2015年の18.6万人から2060年には10.3万人に減少するとされている。



②保育ニーズ・認定こども園の増加

神戸市の3歳から5歳における認定こども園・幼稚園・保育所（園）の利用は、保育所等での2号認定子どもとしての利用が増加し、幼稚園等での1号認定子どもとしての利用が大きく減少している。なお、平成27年度の制度改正に伴い、幼保連携型認定こども園を利用する子どもの割合が大きくなっている。



③施設類型を問わない幼児教育の質の保障

幼保小の架け橋プログラムの推進等により、全国的に認定こども園・幼稚園・保育所（園）の施設類型に関わらない幼児教育の質の保障が進められている。

幼児教育の質保障

- 幼児期の教育は「教育基本法」において、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」とされている。

教育基本法（抄）（平成18年12月22日公布・施行）
第十一条
 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

- 幼児教育から義務教育、高等学校教育までを見通して、生活や学習に必要な資質・能力が育まれるよう、幼児教育段階では次のような点について、施設類型を問わずに共通に告示している。
 - ・次に掲げる資質・能力の基礎を一体的に育むことを明示。

学びに向かう力・人間性等
（心情、意欲、態度が育つ中で、いかにによりよい生活を営むか）

幼児期にふさわしい環境を造って 総合的に養育

知識・技能の基礎
（遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何がどのようになるのか）

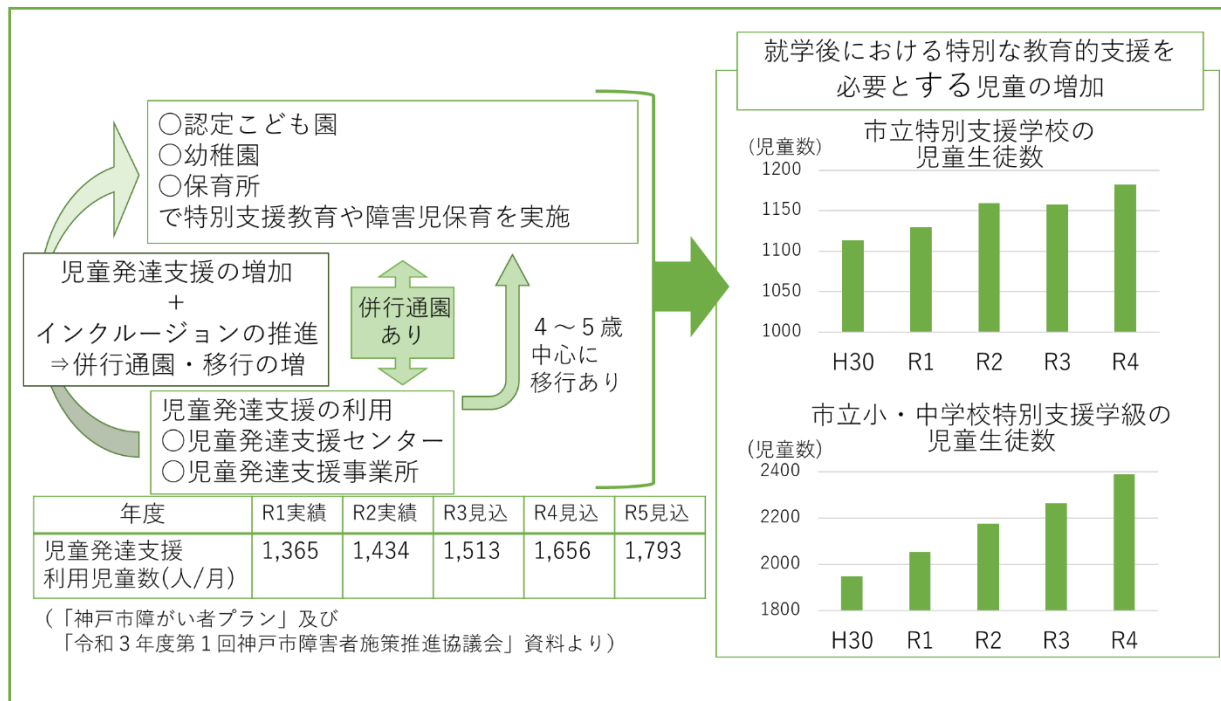
思考力・判断力・表現力等の基礎
（遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いつながり、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか）

- ・小学校以上の教職員との連携や、地域、家庭等との連携の手がかりとするため、**幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確化。**

（幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会（第1回）配布資料より）

④特別な教育的支援を必要とする幼児の教育機会の確保

児童発達支援事業の利用児童の増加に伴い、当事業の利用児童が併行通園・移行する認定こども園・幼稚園・保育所（園）においても、きめ細かな対応が一層必要になると見込まれている。



⑤子どもの生活実態を踏まえた教育の機会確保と子育て支援の重要性

神戸市全体で幼児教育・保育の機会確保や子育て支援を進めている中で、特に支援を必要とするような精神状態が不安定な状況にある保護者は、収入が少ない子育て世帯において相対的に多い状況にある。

等価世帯収入が、その中央値(325万円)以上を「収入水準①」、中央値の50%(162.5万円)以上中央値未満を「収入水準②」、中央値の50%未満を「収入水準③」としたとき、小学5年生（児童）のいる世帯で以下のとおり

等価世帯収入 (の水準)	全体に 占める割合	暮らし向きが「大変苦しい」(主観) 〔保護者調査票〕 (大変ゆとりがある・ゆとりがある・ふつう・苦しい・大変苦しいの5項目から選択)	精神状態が「うつ・不安障害相当※」 〔保護者調査票〕 ※「K6」と呼ばれる指標を把握するための6つの設問に対する回答を点数化し、24点中13点以上を「うつ・不安障害相当」に該当するとしている
収入水準①	55.2%	0.4%	5.6%
収入水準②	34.0%	3.2%	11.3%
収入水準③	10.8%	15.3%	23.1%

「神戸市子どもの生活状況に関する実態調査」結果概要より

2 今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方

検討会では、各委員がそれぞれの見識等に基づいて意見交換を行い、活発な議論を行った。意見のまとめは以下のとおりである。

(1) 再編・統合による集団保育の確保、少子化への対応

- 園児数が一桁の園があるなど、集団による効果的な幼児教育を行うことが難しい状況となっている園が複数ある状況を踏まえ、過去の再編・統合における集団規模の考え方も参考としながら、集団保育を確保し、教育の質の維持・向上を図るため、まずは園児数が概ね 20 名に満たないような幼稚園について再編・統合することを検討する必要がある。
- 次に、就学前児童の減少や、比較的長時間の保育ニーズが増加している状況を踏まえ、集団規模が一定程度ある園の今後についても、神戸市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（利用ニーズの推計）も参考にしながら、再編・統合することを検討する必要がある。
- また、後述する拠点としてのバックアップやスーパーバイズ的な役割（(2) ①）を踏まえ、再編・統合については概ね行政区単位の集約化を見据えて進めていくべきである。
- なお、園児数が寡少である園も閉園はせず、拠点となる園に送迎することによって集団保育を提供すべきとする意見もあった。一方で、小規模な園の維持や送迎に要する費用面の課題を指摘する意見もあった。

(2) 公立としての機能・役割

①拠点としての機能

- 全市の幼児教育・保育の推進に向けて、市立幼稚園は公・私立の教育・保育施設のバックアップやスーパーバイズ的な役割を担うべきである。

- まず、市立幼稚園では、教員の資質向上を図り、幼稚園教育要領に基づくスタンダードな教育を実践しながら、公・私立の教育・保育施設の保育者が合同で研修できる機会を提供するなど、全市の教育・保育の質向上に寄与する取り組みをさらに進めることが重要である。

- また、障害の有無に関わらずすべての幼児が、地域の公・私立の教育・保育施設で充実した教育・保育を受けられるよう、市立幼稚園を拠点とした相談・支援や巡回助言など、公・私立の教育・保育施設及び当該施設を利用する幼児に対する特別支援教育を中心とした支援の充実を進めていく必要がある。
併せて、幼児を対象とした通級指導の充実についても検討すべきである。

- さらには、障害や養育環境上課題のある幼児、外国にルーツを持つ幼児を含め、地域の公・私立の教育・保育施設を利用する幼児等が、円滑に市立小学校等に就学できるよう、市立幼稚園を核とした幼保小接続に取り組むことが重要である。

- これらの拠点機能を構築するにあたっては、再編・統合に併せ、人員・資源等を有効に活用して、拠点としての機能を実効性のあるものに整備することが重要である。

- なお、拠点の機能として、未就園の子育て家庭を支援する重要性についても意見があった。一方で、子育て支援事業は市立幼稚園に限らず市内の公・私立の教育・保育施設や児童館で幅広く取り組まれており、市立幼稚園のみの機能として捉えるべきものではないとの意見もあった。

②教育機会の保障面の役割

- きめ細かな支援が必要な幼児の教育機会確保は、すべての公・私立の教育・保育施設で担うものだが、現時点においては、市立幼稚園が受け皿としての役割を担っている面があり、引き続き、障害の有無に関わらず集団生活の中で一人一人の発達を促す統合保育を推進することが重要である。

- なお、きめ細かな支援が必要な幼児に対する取り組みにおいて、市長部局・各区役所とこれまで以上に連携することも必要と考えられる。
- また、市立幼稚園の通園区域(園区)は、交通安全上の配慮から設定されたものだが、送迎事情は設定当時の状況から変化しており、保護者の希望に応じて通園先を選択できるよう、見直しについて検討する必要がある。
- 3年保育については、公・私立の教育・保育施設全体での機会を保障することを前提としつつ、前述の受け皿としての役割、学び・育ちにおける意義、少子化の状況などを踏まえた上で総合的な検討が必要である。それには、行政区ごとの状況や前述の園区も含めて検討する必要がある。
- 集団保育を維持するため市立幼稚園の再編・統合を行いつつ、地域によっては公立施設の1号認定子どもの受け皿を確保する観点から、就学前児童数の状況も勘案しながら、市立保育所との一体での対応(公立認定こども園等)が必要な場合もあると考えられる。

(3) 今後の幼児教育・保育推進に向けた体制整備

- 本市の幼児教育・保育において、市立幼稚園のみ教育委員会が所管している現状であるが、幼児教育・保育の一体的な施策遂行のためには、市立幼稚園についても市長部局において一元的に所管し、取り組みを一層推進していくことが必要であると考えられる。

今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方に関する検討会開催要綱

令和4年7月5日
教育長決定

(趣旨)

第1条 本市の公・私立の就学前教育・保育全体における市立幼稚園の役割を踏まえ、改めてそのあり方の検討を行うにあたり、専門的な見地や幅広い意見を求めることを目的として、今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 地域において子育ての支援を行う者
 - (4) 子どもの教育・保育に関する事業に従事する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から会長を指名する。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 教育長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第5条 検討会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(検討会の公開)

第6条 検討会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、教育委員会事務局長が定める。

附 則（令和4年7月5日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月5日より施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方に関する検討会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
小野 セレスタ 摩耶	同志社大学社会学部 准教授
齋藤 優子	生活協同組合コープこうべ人事部 人材開発兼コープこうべ教育学習センター 担当係長
田辺 理恵	神戸市子ども・子育て会議 市民委員
谷村 誠	公益社団法人神戸市私立保育園連盟 常務理事
中後 和子	公益社団法人神戸市私立幼稚園連盟 副理事長
春木 康輔	神戸市立幼稚園 PTA 連合会 会長
日浦 直美 (会長)	関西学院大学 名誉教授
人羅 亜矢子	NPO 法人 KOBE 子育てネット 理事長
渡邊 隆信	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授 神戸大学附属小学校・幼稚園 校園長

(計 9 名)

今後の幼児教育・保育における市立幼稚園のあり方に関する検討会 開催実績

回	開催日	開催場所 (オンライン併用)	検討事項
第1回	令和4年 8月1日(月)	神戸市総合教育センター 701会議室	<ul style="list-style-type: none"> 市立幼稚園の現状等 今後のあり方検討における視点
第2回	10月11日(火)	神戸市総合教育センター 701会議室	<ul style="list-style-type: none"> 市立幼稚園の役割 市立幼稚園のあり方に関する基本的な方向性
第3回	12月19日(月)	神戸市総合教育センター 701会議室	<ul style="list-style-type: none"> 市立幼稚園の役割及びあり方に関する基本的な方向性 長期的な観点からの市立幼稚園のあり方
第4回	令和5年 2月2日(木)	神戸市産業振興センター 802・803会議室	<ul style="list-style-type: none"> 本検討会意見のとりまとめ